

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和3年5月

文部科学省総合教育政策局
国際教育課



文部科学省

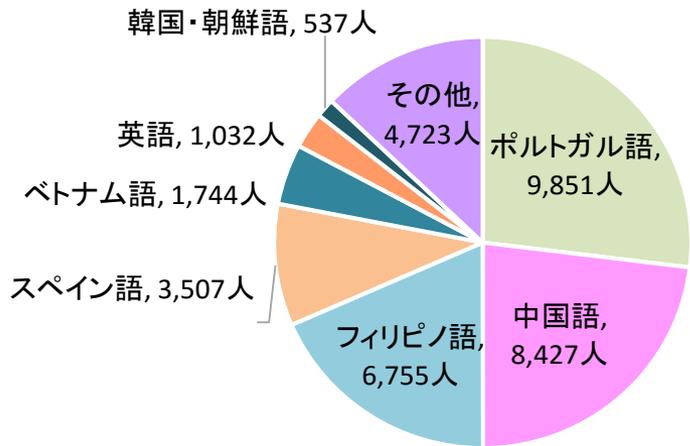
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

外国人児童生徒教育の現状

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れて**おり、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**10年間で1.5倍増(平成30年度に5万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、令和元年度の調査では、**約2万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)



※公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数 36,576人

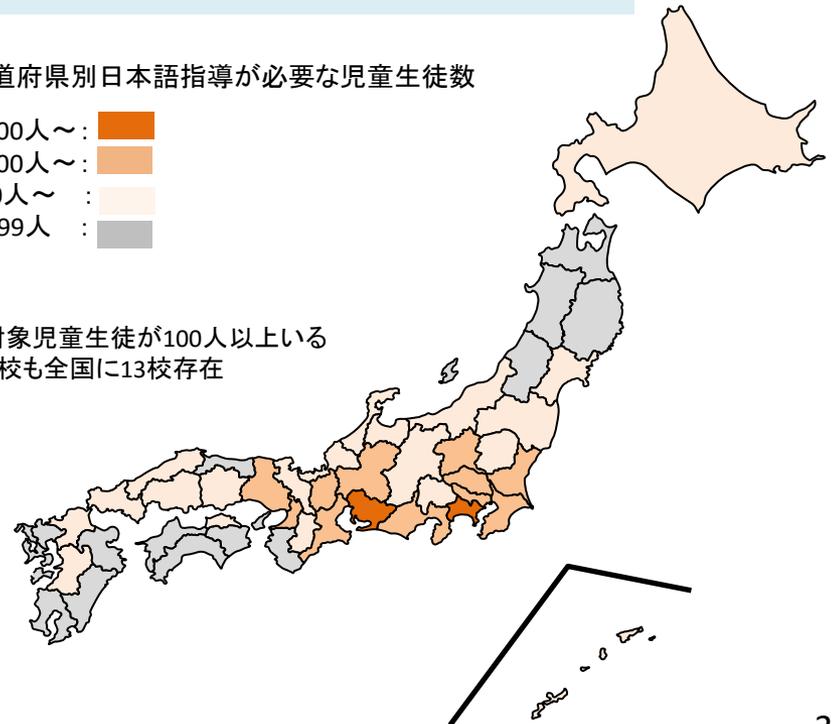
出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

集住・散在化(学校への在籍状況)

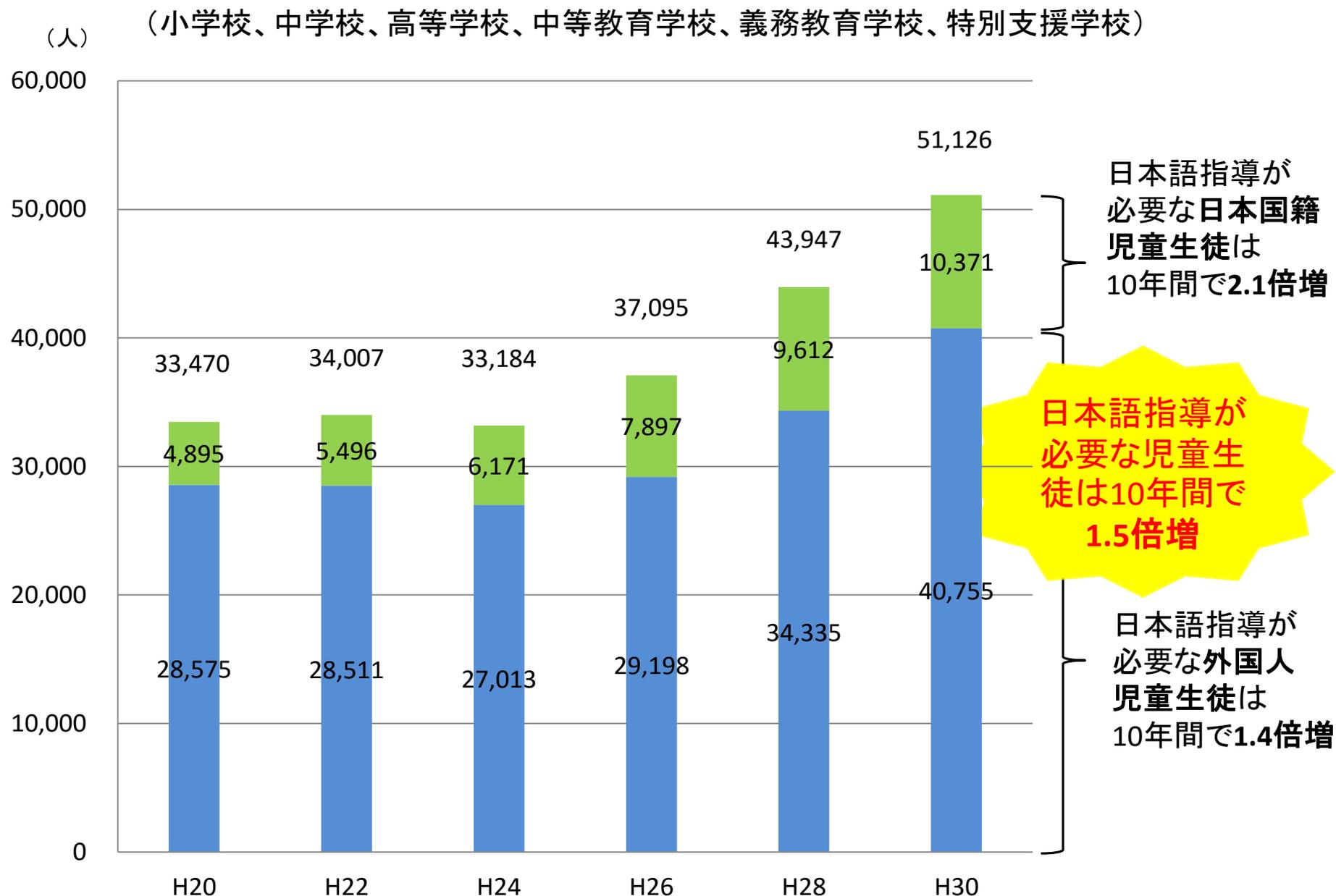
都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



※対象児童生徒が100人以上いる学校も全国に13校存在

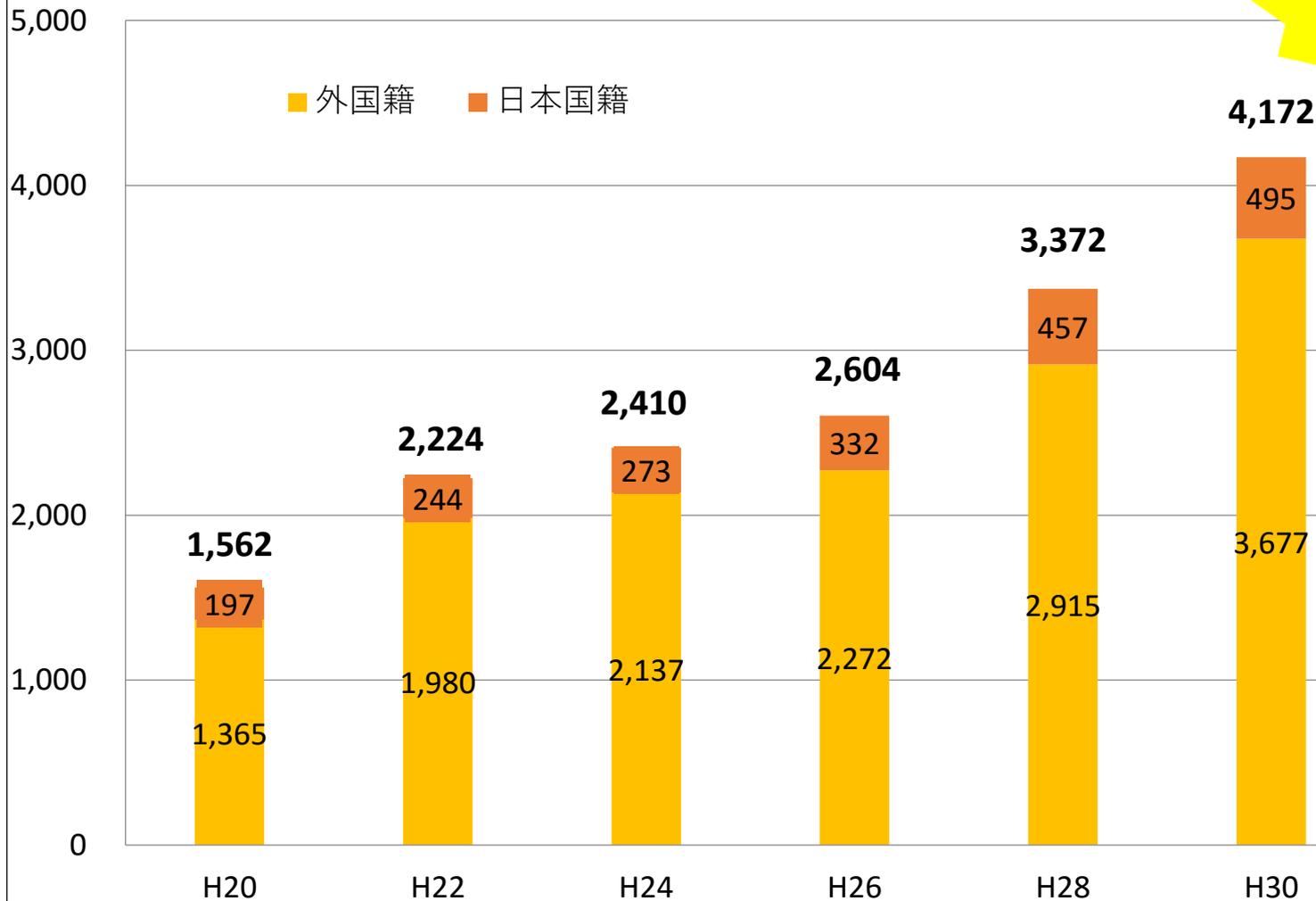


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



公立高等学校における日本語指導が必要な生徒数の推移

日本語指導が必要な高校生は10年間で2.7倍増

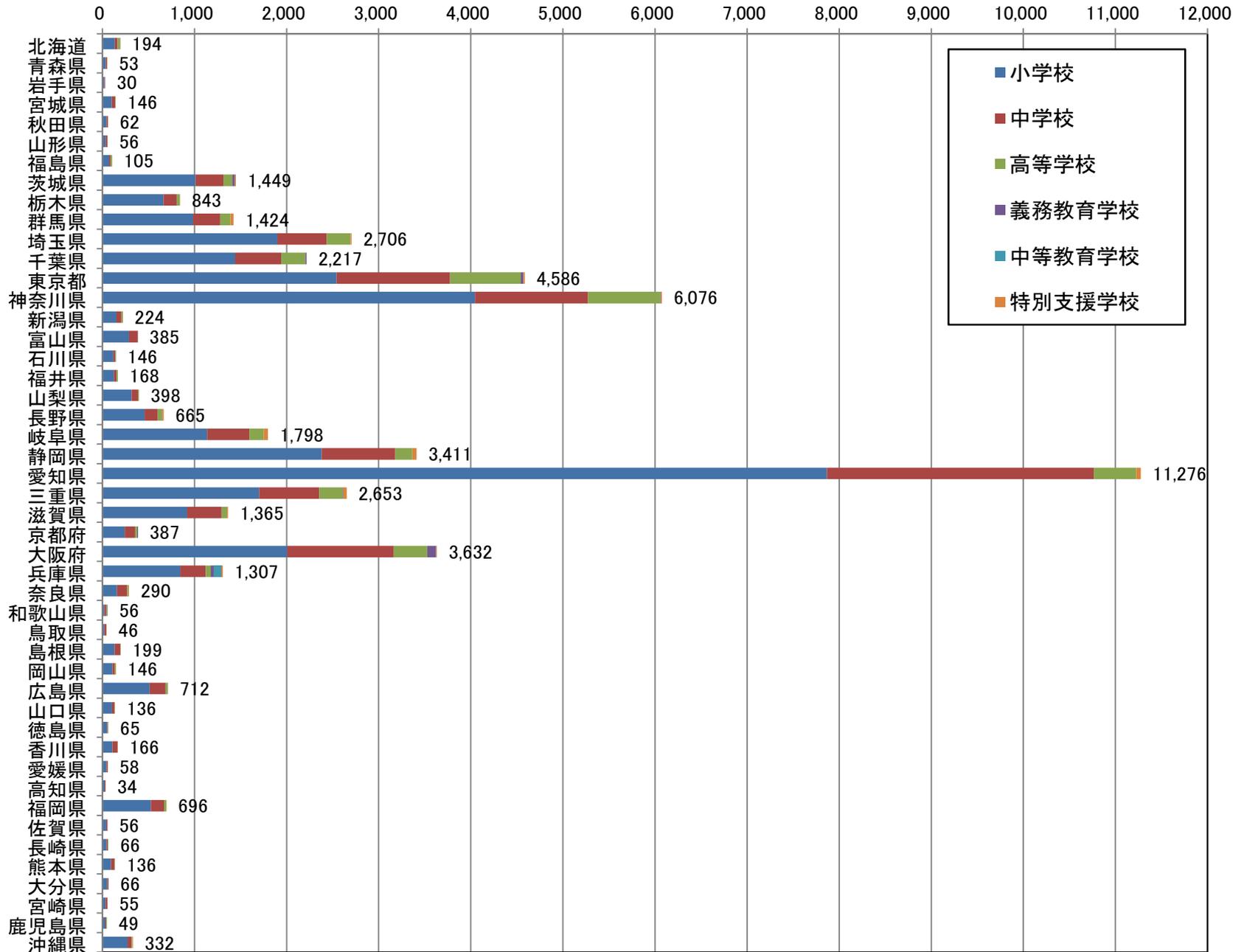


日本語指導が必要な日本国籍生徒は10年間で2.5倍増

日本語指導が必要な外国籍生徒は10年間で2.7倍増

日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

(児童・生徒数：人)



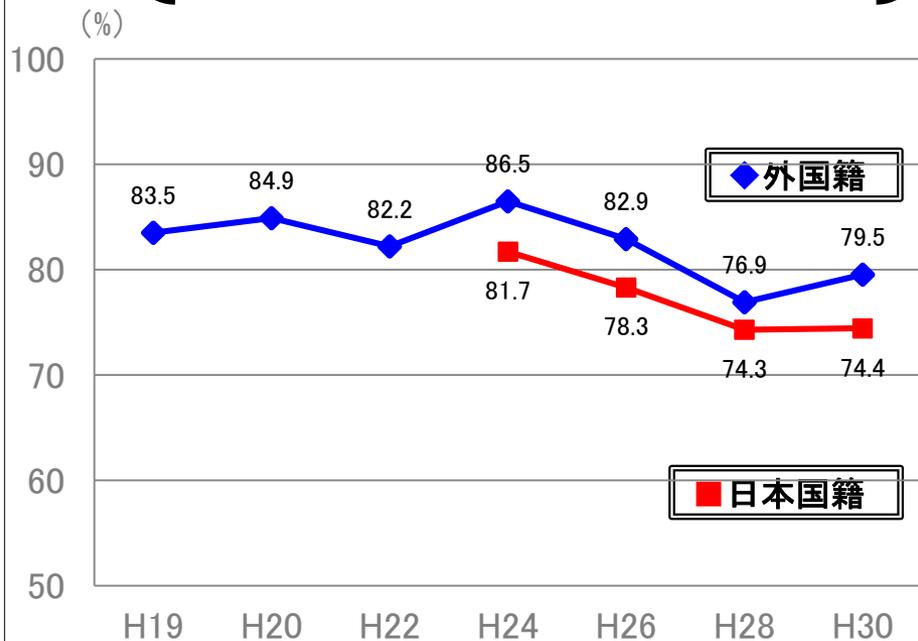
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5% (2.6%増)、日本国籍の者で74.4% (0.1%増)となっている。

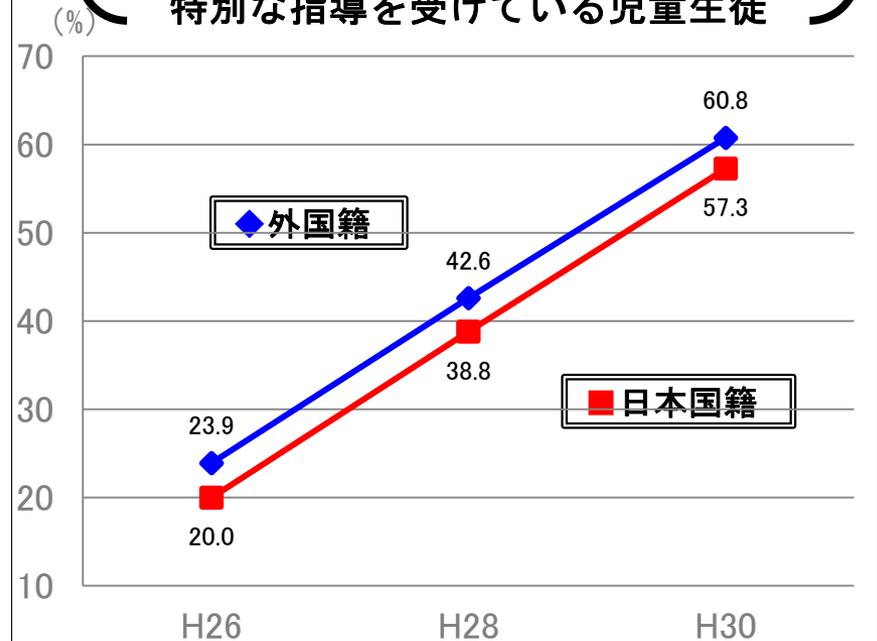
このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8% (18.2%増)、57.3% (18.5%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。

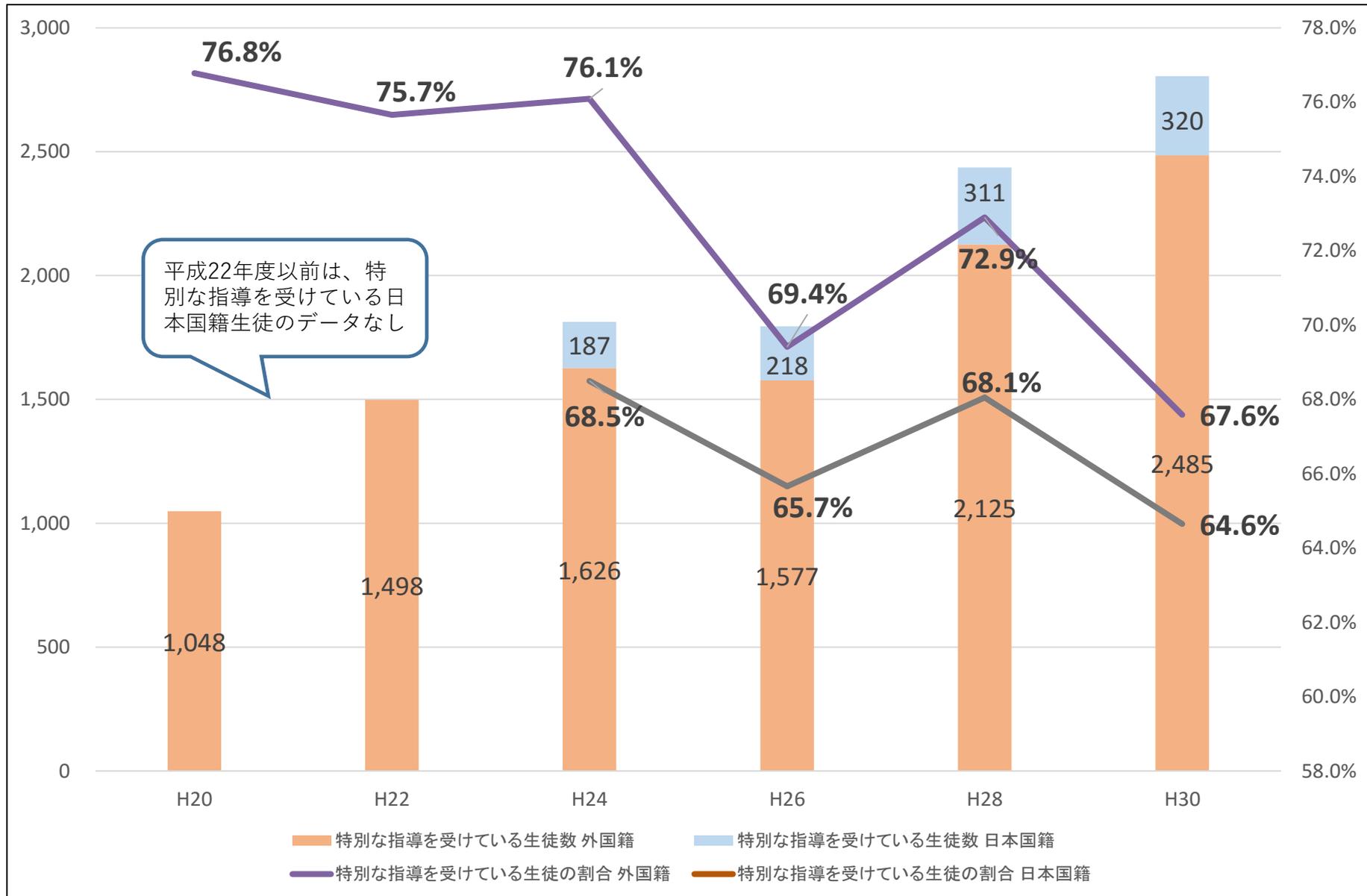
特別な指導を受けている児童生徒
日本語指導が必要な児童生徒



「特別の教育課程」による日本語指導
を受けている児童生徒
特別な指導を受けている児童生徒



日本語指導が必要な高校生のうち、特別な指導を受けている生徒の推移



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

| 区分 | 住民基本台帳上の人数 | 市町村教育委員会から報告のあった人数 | | | | | | (参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人) |
|--------|------------|--------------------|-------------|----------|----------------------|--------------------|----------|---------------------------|
| | | 就学者数 | | ③ 不就学 | ④ 出国・転居 (予定含む) | ⑤ 就学状況 確認できず | 計 (人) | |
| | | ①義務教育 諸学校 | ②外国人 学校等 | | | | | |
| 小学生相当計 | 87,033 | 68,237 | 3,374 | 399 | 2,204 | 5,892 | 80,106 | 6,960 |
| (構成比) | | (85.0%) | (4.2%) | (0.5%) | (2.8%) | (7.4%) | (100.0%) | |
| 中学生相当計 | 36,797 | 28,133 | 1,649 | 231 | 813 | 2,766 | 33,592 | 3,223 |
| (構成比) | | (83.7%) | (4.9%) | (0.7%) | (2.4%) | (8.2%) | (100.0%) | |
| 合計 | 123,830 | 96,370 | 5,023 | 630 | 3,017 | 8,658 | 113,698 | 10,183 |
| (構成比) | | (84.8%) | (4.4%) | (0.6%) | (2.7%) | (7.6%) | (100.0%) | |

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

1. 中途退学率

| | 在籍している生徒数 | 中途退学した生徒数 | 中退率 |
|------------------------------|----------------|-------------|------|
| 日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く) | 3,933 | 378 | 9.6% |
| 全高校生等(特別支援学校の高等部は除く) | 2,295,416 (※1) | 28,929 (※3) | 1.3% |

2. 進路状況

①進学率

| | 高等学校等を卒業した生徒数 | 高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数 | 進学率 |
|---------------|---------------|---|-------|
| 日本語指導が必要な高校生等 | 704 | 297 | 42.2% |
| 全高校生等 | 750,315 (※2) | 533,118 (※2) | 71.1% |

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率

| | 高等学校等を卒業した後就職した生徒数 | 高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数 | 就職者における非正規就職率 |
|--|--------------------|-----------------------------|---------------|
| 日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ) | 245 | 98 | 40.0% |
| 全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ) | 158,135 (※2) | 6,746 (※2) | 4.3% |

③進学も就職もしていない者の率

| | 高等学校等を卒業した生徒数 | 高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く) | 進学も就職もしていない者の率 |
|---------------|---------------|---|----------------|
| 日本語指導が必要な高校生等 | 704 | 128 | 18.2% |
| 全高校生等 | 750,315 (※2) | 50,373 (※2) | 6.7% |

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

公立高等学校における受入れ「令和2年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」結果から

①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

| | 試験教科を 軽減している | 学科試験を 実施しない | その他 | 配慮は行っていない（一般 の選抜と同様に実施） |
|-------|-----------------|----------------|---------|----------------------------|
| 帰国生徒 | 15 (15) | 2 (2) | 22 (23) | 12 (11) |
| 外国人生徒 | 16 (14) | 1 (1) | 27 (25) | 12 (13) |

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数に記載。

※「その他」に該当する内容

- ・出題文の漢字にルビを振る
- ・辞書の持ち込みを許可する
- ・試験時間の延長 等

②各学校における特別定員枠の設定状況

| | 特別定員枠を設定している |
|-------|--------------|
| 帰国生徒 | 18 (18) |
| 外国人生徒 | 16 (14) |

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数に記載。

③編入学試験の実施方法について

| | 学科試験を 実施している | 学科試験を実施している が、試験教科を 軽減している | 学科試験を実施して いない（面接・ 作文等のみ） | その他 |
|-------|-----------------|----------------------------------|--------------------------------|---------|
| 帰国生徒 | 22 (21) | 3 (4) | 3 (3) | 25 (25) |
| 外国人生徒 | 22 (20) | 2 (3) | 2 (3) | 26 (26) |

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

※全ての表において、()内は前年度の調査結果。

学校での受け入れ体制整備

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 指導体制の確保・充実 | <ul style="list-style-type: none">日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度化（平成26年度～）義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置）「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進 |
| 2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善 | <ul style="list-style-type: none">(独)教職員支援機構における「指導者養成研修」の実施外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデルプログラム」の開発（令和元年度）外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣（令和元年度～）「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営 |
| 3. 就学状況の把握、就学の促進 | <ul style="list-style-type: none">「定住外国人の子供の就学促進事業」により、就学状況・進学状況の調査等を実施する自治体を支援外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月）日本語教育推進法の基本方針に基づき、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を发出（令和2年7月）。学齢簿における外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進 |
| 4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実 | <ul style="list-style-type: none">「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポートに資する取組、放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組等を推進上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）夜間中学の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等） |
| 5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援 | <ul style="list-style-type: none">異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て調査研究を実施（令和2年度～）外国人幼児のための就園ガイドを多言語で作成・周知 |

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和2年7月14日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

学習指導要領等における記載①

「小学校学習指導要領」（平成29年3月告示） ※中学校においても同様の記載あり

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（平成29年7月）の概要 ※中学校においても同様の記載あり

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導

① 学校生活への適応等(第1章第4の2の(2)のア)

- 帰国・外国人児童等の受入れに際しては、当該児童が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮
- 他の児童についても、帰国・外国人児童等と共に学ぶことにより、異文化理解や共生の姿勢を育てるよう配慮

② 日本語の習得に困難のある児童への通級による指導(第1章第4の2の(2)のイ)

- 一人一人の日本語能力を把握しつつ各教科・日本語指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行う
- 特別の教育課程編成・実施の制度を活用しながら、児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行う
- 日本語の習得に困難のある児童が在籍する学級において、授業の日本語や学習内容を理解・定着するための支援、自律的に学

習

できるようにするための支援、学習や生活に必要な心理的安定のための支援などを行う

- 日本語の習得に困難のある児童の指導を効果的に行うため、児童の在籍学級の教師、日本語指導を担当する教師、学校管理職など、全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築する

学習指導要領等における記載②

「高等学校学習指導要領」（平成30年3月告示）

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編」（平成30年7月）の概要

第6章 生徒の発達の支援

第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

2 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

(1) 学校生活への適応等(第1章総則第5款2(2)ア)

- 帰国・外国人生徒等の受入れに際しては、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮
- 他の生徒についても、帰国・外国人生徒等と共に学ぶことにより、異文化理解や共生の姿勢を育てるよう配慮

(2) 日本語の習得に困難のある生徒への指導(第1章総則第5款2(2)イ)

- 一人一人の日本語能力を把握しつつ各教科・日本語指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行う
- 義務教育段階では特別の教育課程編成・実施が可能であるが、高等学校段階においても、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要
- 学校生活に必要な基礎的な日本語の習得のための指導を行ったり、各教科等の指導と学習のために必要な日本語の習得のための指導を統合して行ったりするなどの工夫が考えられる
- 日本語の習得に困難のある児童の指導を効果的に行うため、学校全体で取り組む体制を構築することが重要。また、日本語教育や母語によるコミュニケーションなどの専門性を有する学校外の専門人材の参加・協力を得ることも大切

外国人児童生徒等への教育の充実

令和3年度予算額
(前年度予算額

910百万円
766百万円)



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。

入国・就学前

- 最大で2万人が不就学の可能性

義務教育段階

- 日本語指導が必要な児童生徒は5万人
- うち、2割が特別の指導を受けられていない

高等学校段階

- 年間で1割が中退
- 大学等進学率は4割

進学・就職へ

①就学状況の把握、就学の促進

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円 (0.7百万円)

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 23百万円 (17百万円)

- 「かすたねっと」による多言語文書、日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーの派遣 ・子供向け動画コンテンツの作成 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 日本語指導にかかる施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される。

外国人の子供の就学促進事業
107百万円 (72百万円)

※うちコロナ関係要望：35百万円

- <支援メニュー> 補助率3分の1
- ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
- ・日本語指導、学習指導 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) コロナ感染症の拡大等による不就学を防止し、すべての外国人の子供の教育機会が確保される。

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 723百万円 (640百万円)

※うちコロナ関係要望：110百万円

<支援メニュー> 補助率3分の1

- ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・ICT活用 ・高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が構築され、安心して学ぶ環境が提供される。また、コロナ感染症拡大の影響下のみならず、ポストコロナを見据え、今後、如何なる状況下にあっても、日本語学習等の学びを止めないための支援体制が整備される。

多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究
36百万円 (36百万円)

- ・集住地域：多文化共生のための効果的な教育課程編成や指導方法開発 等
- ・散在地域：拠点校、遠隔支援校の設置による効果的な指導体制の構築 等
- ⇒ (本事業により達成される成果) モデル化を通じて、多様な文化的背景を理解しながら共に学ぶ環境が創造される。

高等学校における日本語指導体制整備事業 19百万円(新規)

※コロナ関係要望：19百万円 (全額)

- ・「特別的教育課程」の導入検討
- ・日本語指導等の指導資料の作成
- ⇒ (本事業により達成される成果) ポストコロナを見据えた指導体制が整備されることにより、高校中退を防止し、進路選択の充実が図られる。

課題

体制整備

指導内容構築

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向(10年間で1.5倍)が続いており、使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられるようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.7%。
特別な指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は、59.1%である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図ることにより、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。

◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

補助対象： 都道府県・指定都市・
中核市
補助率： 1/3

【校内の支援・指導体制の構築】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

◆外国人の子供の就学促進事業

補助対象： 都道府県・市区町村等
補助率： 1/3

【校外での就学支援の推進】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

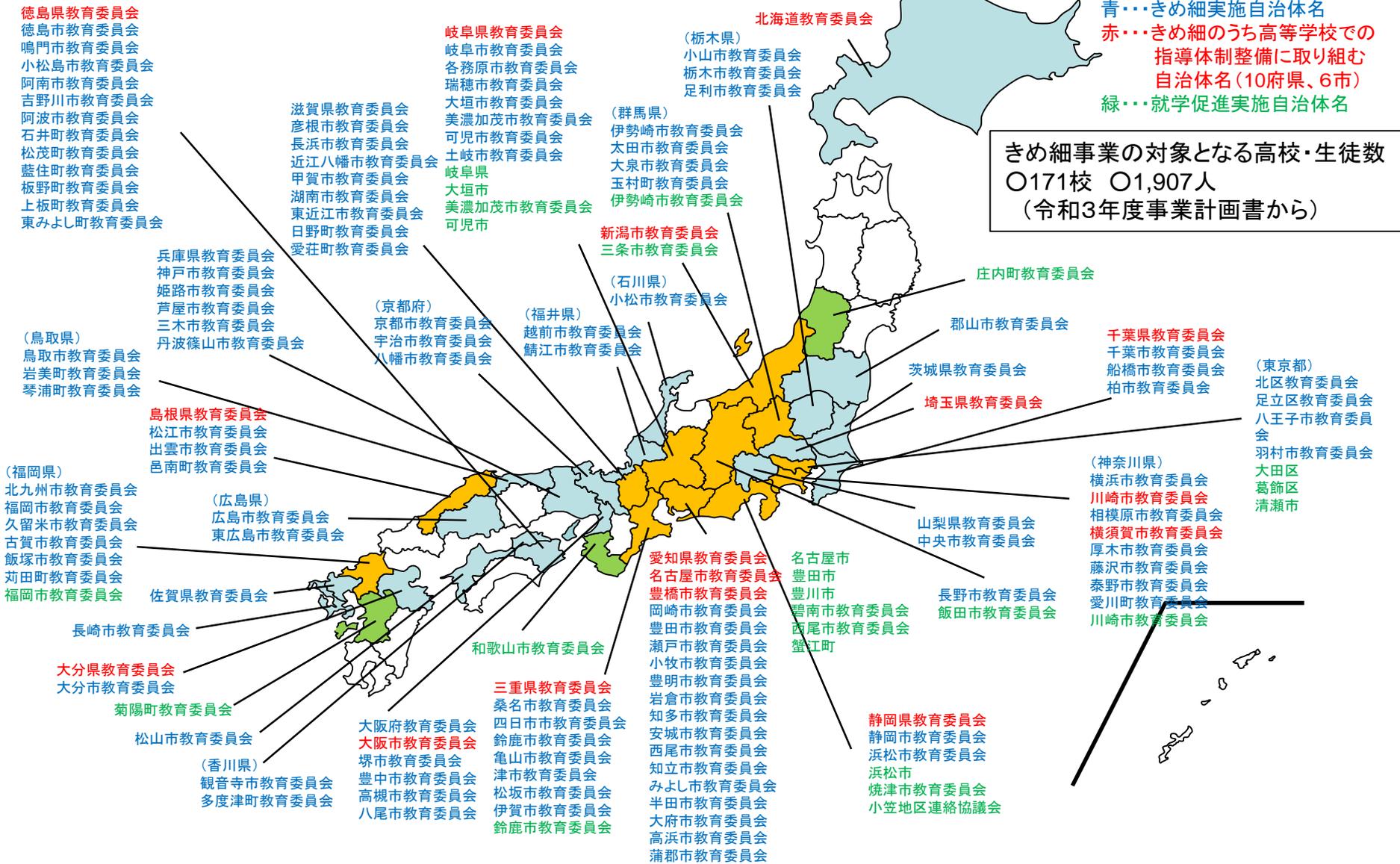
■ 自治体が発行する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(139自治体) 及び定住外国人の子供の就学促進事業 <実施自治体一覧>

きめ細、就学促進両方:
 きめ細のみ:
 就学促進のみ:

青・・・きめ細実施自治体名
 赤・・・きめ細のうち高等学校での指導体制整備に取り組む自治体名(10府県、6市)
 緑・・・就学促進実施自治体名

きめ細事業の対象となる高校・生徒数
 ○171校 ○1,907人
 (令和3年度事業計画書から)



キャリアへの支援

在学中

- (1) 外国人生徒支援専門員の配置
 - ・ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等
で対応
 - ・日本語習得の授業を支援

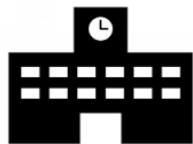
卒業後に向けた進路指導

- (2) 就職アドバイザーの配置
 - ・求人開拓等の就職支援
 - ・多言語翻訳システムを活用し
た進路相談
- (3) 進学・就職に係るセミナーの実施
 - ・進学費用や奨学金について
 - ・就労形態の違い等について
 - ・外国人の大学生や職業人による講演
- (4) 外国人生徒支援に係る情報交換会

実施枠組み

内部での支援

学校



↑ (派遣) ↑

(1) 外国人生徒支援専門員



日本語指導の支援・進路相談等
(ポルトガル語、スペイン語、
フィリピン語)

(2) 就職アドバイザー



キャリアカウンセリング
・就職支援

外部との連携による支援

(3) 進学・就職に係るセミナー



※NPO等と連携して実施

(4) 外国人生徒支援に係る 情報交換会



県教育委員会、学校関係者、NPO団体等

これまでに作成した参考資料など

○外国人児童生徒受入れの手引き

(外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

○就学ガイドブック

(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

○学校教育におけるJSLカリキュラム

(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm (小学校)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm (中学校)

○外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～

(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

○外国人児童生徒教育研修マニュアル

(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm

○情報検索サイト「かすたねっと」

(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)

<http://www.casta-net.jp/>

就学促進と進学機会の確保、 その後の継続的な支援

日本語教育推進法等における外国人児童生徒等教育の位置付け

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

第12条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。



日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月23日閣議決定)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【具体的施策例】

- ・ 全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。



外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和2年7月1日文科省）

外国人の子供の就学状況把握・就学促進について、文科省がこれまでに教育委員会に対して通知した内容を整理し、自治体が講ずべき事項の指針としてとりまとめたもの。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。
- 基本方針の構成は、「第1章 日本語教育の推進の基本的な方向」「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」「第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項」。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項（概要）

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児，児童，生徒等に対する日本語教育

- 日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍・日本国籍合わせて5万人を超える状況。母語が多様化、集住傾向にあるなどの複雑な様相。
- 約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らか。
- 適切な教育の機会が確保されることが不可欠。外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。
- 母語・母文化の重要性、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出する。

【具体的施策例】

| | |
|---|---|
| ・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の充実（日本語指導に必要な 教員定数の着実な改善 、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用など 地方公共団体における指導体制の構築 ） | ・外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上（教員養成段階における取組を推進、 地方公共団体等が実施する研修の充実、研修指導者の養成等 ） |
| ・ 中学校、高等学校における進路指導 の提供、外国人生徒等への キャリア教育等の包括的な支援 ・公立高等学校入学者選抜における 帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等 、特別な配慮の促進 | ・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供の支援について学べる環境づくり |
| ・地方公共団体における 就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進 ・ 地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定 | ・学校において、 日本人を含む全ての児童生徒等 が、我が国の言語や文化に加え、 多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくり |

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保**

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

高等学校における日本語指導体制整備事業

令和3年度予算額
(前年度予算額

19百万円
新規)



背景・課題

- ✓ 高等学校において、日本語指導が必要な生徒は10年前から2.7倍に増加（平成30年:4,172名）
- ✓ 日本語指導が必要な高校生の中退率が高い。卒業後の進学率は低く、非正規就職率が高い。

高等学校では教科・科目が多様かつ内容が高度となることもあり、教員にとっても教科等の学習につなげるための日本語指導等の手法等については手探りの状態。これまで義務教育段階を中心に取り組まれてきた体系的な日本語指導等のノウハウは蓄積されていない。

⇒ 高等学校における日本語指導を行うための制度整備と、カリキュラム作りや指導のためのガイドラインを示すことで状況の改善を図る。

- ・中途退学率 9.6%(全体 1.3%)
- ・大学等進学率 42.2%(全体71.1%)
- ・非正規就職率 40.0%(全体 4.3%)

※日本語指導が必要な生徒の状況(括弧内は全高校生の状況)
【出典】日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)等



事業内容

高等学校において、「特別の教育課程」による日本語指導実施に向けた検討を行うとともに、カリキュラム作り・指導法等のガイドラインを作成する。

○ 高等学校における「特別の教育課程」検討会議の開催 4百万円

- ・ 高等学校において、取り出しによる日本語指導等を行い単位認定が出来るよう、「特別の教育課程」の導入等について検討を行う会議を開催する。

○ 高等学校における日本語指導のための指導資料等作成 16百万円

- ・ 教員養成課程を置く大学に委託し、高等学校において、日本語指導と教科指導を統合して行えるよう、JSLカリキュラム(※)を参考としながら、**適切なカリキュラム作りができるようなガイドラインを作成**する。その際、高等学校の教科・科目の特徴を踏まえて、理数・人文などの大きなまとまりでカリキュラム作りのポイントをまとめるなど、工夫を行う。
- ・ また、高等学校における日本語指導・教科指導、進路指導等のポイント、学校の指導体制作り、多文化共生・グローバル人材育成の在り方等をまとめた**指導の手引き**についても、併せて作成する。

(参考)義務教育段階におけるこれまでの取組

■ 「特別の教育課程」の編成・実施

(平成26年度に学校教育法施行規則の一部改正等)

- ①指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ②指導者：日本語指導担当教員（指導補助者を追加することも可）
- ③授業時数：年間10単位時間～280単位時間までが標準
- ④指導形態：原則、児童生徒の在籍校における取り出し指導
- ⑤指導計画等：指導計画や学習評価は学校設置者に提出

⇒ 日本語指導の質の向上、組織的・継続的な支援の実現に寄与

■ 「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発(※)

(小学校編：平成15年度、中学校編：平成18年度)

小・中学校において日本語を母語としない児童生徒に対し、日本語指導と教科指導を統合して教えるためのカリキュラムを開発・普及。

⇒ 各教科の授業に日本語で参加できる力の育成に寄与

- 指導資料を作成し、全国に普及することにより、高等学校における日本語指導や教科指導の充実に資する。
- 指導を充実することにより外国人生徒等の中退を防ぎ、卒業後の進学や就職等、適切な進路選択につなげる。

高等学校卒業後に国内で就労する外国人生徒(在留資格「家族滞在」)の在留資格取扱いについて

保護者等に同伴して「家族滞在」で入国し、日本に在留している外国人の子供が、高等学校等卒業後に日本国内で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更が認められます。主な要件は以下のとおりですが、詳細は出入国在留管理庁HPをご覧ください。

※本件について入管庁から依頼を受け、文科省が都道府県・指定都市教委に通知。

【出入国在留管理庁HP】http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00122.html

要件

| 定住者 | 特定活動 |
|--|---|
| 我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※中学校には夜間中学を含みます。 | — |
| 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。 | 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて、日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。 |
| — | 扶養者が身元保証人として在留していること |
| 入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。 | |
| 入国時に18歳未満であること | |
| 就労先が決定(内定を含む。)していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること | |
| 住居地の届出等、公的義務を履行していること | |

最近の主な動き

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

平成30年12月に関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめた。毎年度改訂を行い、令和2年度は7月14日に改訂版が取りまとめられた。

有識者会議における検討

令和元年度に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保等に関する提言を取りまとめた。

中央教育審議会における検討

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月26日)において、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。

外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家31名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する文部科学省の施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

外国人児童生徒等の教育に関する動画の制作

令和2年度に外国人児童生徒等の教育に関する研修用動画、外国人児童・保護者に対し日本の学校生活を紹介する動画を制作し、文部科学省ホームページにおいて公開。

令和3年1月26日
中央教育審議会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
 - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
 - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
 - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
 - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
 - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
 - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域との関係機関との連携**
 - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
 - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
 - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
 - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
 - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
 - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
 - 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
 - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
 - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

分野ごとの主な施策

| | 速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行) | 実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討) |
|------------------------------|---|--|
| 1. 指導体制の確保・充実 | <ul style="list-style-type: none"> • 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進 • 散在地域の指導体制構築に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及 | <ul style="list-style-type: none"> • 「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討） • 「GIGAスクール構想」の検討と共に、ICT教材の活用、遠隔授業の実施等を推進 |
| 2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善 | <ul style="list-style-type: none"> • 教員研修のための「モデルプログラム」を全国展開 • 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる研修用動画を作成 • 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等 | <ul style="list-style-type: none"> • 大学等における履修証明等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討 • 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討 • JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討 |
| 3. 就学状況の把握、就学の促進 | <ul style="list-style-type: none"> • 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供 • 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進 • 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査 • 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け | <ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成 • 住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討） |
| 4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> • 公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供し、各地域の実情に応じた取組を促進 • 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進 | <ul style="list-style-type: none"> • 高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討 • 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討 |
| 5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> • 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施 • 外国人幼児のための就園ガイド等を作成 | <ul style="list-style-type: none"> • 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、母語・母文化を尊重した取組の推進 • プレスクール等の取組の更なる推進方策を検討 |

外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

| | | | |
|--------|----------------------------|--------|----------------------------|
| 市川 昭彦 | 大泉町立北小学校教諭 | 武 一美 | (NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長 |
| 市瀬 智紀 | 宮城教育大学教員養成学系教授 | 築樋 博子 | 豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員 |
| 今澤 悌 | 甲府市立大國小学校教諭 | 角田 仁 | 東京都立町田高等学校定時制課程主任教諭 |
| 内海 由美子 | 山形大学教授 | 土屋 隆史 | 横浜市教育委員会主任指導主事 |
| 海老原 周子 | (NPO)カリアパートナー・(一社)kuriya代表 | 中川 祐治 | 大正大学准教授 |
| 大菅 佐妃子 | 京都市教育委員会副主任指導主事 | 西村 綾子 | 福岡市立松島小学校校長 |
| 川口 直巳 | 愛知教育大学准教授 | 花島 健司 | 港区立筭小学校主任教諭 |
| 小島 祥美 | 東京外国語大学准教授 | 浜田 麻里 | 京都教育大学教授 |
| 近田 由紀子 | 目白大学専任講師 | 原 瑞穂 | 上越教育大学大学院准教授 |
| 齋藤 ひろみ | 東京学芸大学教職大学院教授 | 林 宣之 | 福生市立福生第一小学校校長 |
| 櫻井 敬子 | 浜松市立芳川北小学校校長 | 松尾 知明 | 法政大学教授 |
| 櫻井 千穂 | 大阪大学大学院言語文化研究科講師 | 村松 好子 | 兵庫県立東はりま特別支援学校校長 |
| 佐藤 郡衛 | 明治大学特任教授 | 森茂 岳雄 | 中央大学教授 |
| 渋谷 恵 | 明治学院大学教授 | 吉田 かをる | 三重県教育委員会研修企画・支援課課長 |
| 菅長 理恵 | 東京外国語大学大学院教授 | 山崎 一人 | 大阪市教育委員会プレクラスコーディネーター |
| 高橋 清樹 | (NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長 | | |



外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画

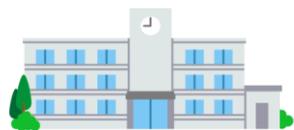


全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも20分～30分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

- ・学校の教職員
- ・教育委員会職員
- ・日本語指導補助者
- ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



5つの研修内容

- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

研修動画の活用例

- ・校内研修において動画視聴
→動画の内容についてグループ演習
→全体で発表・共有
- ・教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- ・自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



外国人児童・保護者向け動画 「はじめまして！今日からともだち」 「おしえて！日本の小学校」

各動画
10分程度

7言語に
対応

対象

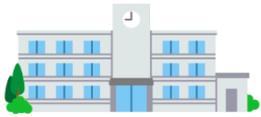
これから日本の学校に通う
外国人児童やその保護者など



日本語
英語
中国語
ベトナム語
スペイン語
ポルトガル語
フィリピン語

さらに

7言語を作成予定
韓国・朝鮮語
インドネシア語
タイ語
ミャンマー語
カンボジア語
ネパール語
モンゴル語



日本の小学校の学校生活の様子について、アニメーションで紹介します。

内容

「はじめまして！今日からともだち」は、外国から来た主人公が、はじめて小学校に登校した日のお話です
「おしえて！日本の小学校」では、小学校における学校生活の様子や習慣などについて紹介しています。

活用場面 就学案内で

- 自治体窓口で外国人保護者に動画を案内し、家庭で子供と一緒に見てもらう
- 外国人向け就学説明会で動画を上映し、学校の様子を知ってもらう

プレスクールで

- 動画を上映し、外国人の子供やその保護者に、学校の様子を知ってもらう
- 毎日の持ち物や掃除・給食当番など、学校のきまりについて学ぶ



動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・関係資料掲載サイトにアクセスできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm

